

会 費 基 準 表

1. 酒田商工会議所の会員としての会費は、次の基準により最低持口数とする旨の目安を設定する。

(1口3,000円)

(1) 従業員による基準口数		(2) 資本金による基準口数	
従 業 員	口 数	資本金 (出資金)	口 数
4人以下	3口以上	100万円未満	2口以上
5人以上	4口以上	100万円以上	3口以上
10人以上	6口以上	300万円以上	5口以上
20人以上	8口以上	500万円以上	7口以上
30人以上	10口以上	1,000万円以上	12口以上
50人以上	15口以上	2,000万円以上	20口以上
100人以上	25口以上	3,000万円以上	25口以上
300人以上	50口以上	5,000万円以上	30口以上
500人以上	70口以上	1億円以上	40口以上
700人以上	100口以上	2億円以上	50口以上
900人以上	130口以上	5億円以上	70口以上
1,000人以上	150口以上	10億円 超	100口以上

【付 記】

- ①法人企業は、従業員数と資本金額（出資金）による基準口数を加算して会費口数とする。
- ②個人企業においては、従業員数のみにて会費口数とする。
- ③支店・工場・出張所・営業所等で本社が外にある場合は、従業員数による基準とし、併せて資本金基準も考慮するものとする。
- ④各種団体等は法人企業に準ずるものとする。
- ⑤従業員数は常用雇用者とし、個人企業においては、専従者を含む。
- ⑥従業員数・資本金額（出資金）は、3年毎に修正変更する。
- ⑦最低持口数は、個人事業所3口、法人事業所5口とする。

部 会

商工会議所は会員組織です。商工会議所は事業の適切な改善発展を図るために9つの部会をもうけ、その活動が会議所運営の基になっております。

会員になると自分が営んでいる事業に関係のある部会に所属し、商工業に関する要望や意見を提案することが出来、様々な情報を吸収出来ます。また、所属部会については希望制ですので、異業種が所属する部会への所属も可能です。

1. 身の回り品商業部会

呉服・洋服等衣料品、デパート・時計・眼鏡・貴金属・薬局・化粧品・寝具、その他身の回り品業種等

2. 食料品商業部会

鮮魚・食肉・青果物・米穀・漬物・スーパー・コンビニ、その他食料品業種等

3. 生活文化商業部会

理容業・美容業・医師・歯科医師・広告業・クリーニング業・福祉関連事業・事務機書籍・家電・燃料・自転車・建材・家具装飾・事業組合、その他生活関連業種等

4. 工業部会

金属製品・精密機械・電子機器・家具・食品・化学工業・修理業・廃棄物処理業、その他製造業種等

5. 港湾交通部会

貨物運送事業・船舶業、車輛販売・車輛整備・車輛钣金・車輛塗装等

6. 経営サポート部会

金融業・証券業・生損保険業・郵便事業・クレジット事業・弁護士・税理士・公認会計士・司法書士・行政書士・弁理士・土地家屋調査士等

7. 建設業部会

測量・設計監理業、総合建設業、土木工事業・建築工事業・浚渫工事業、建具業・左官業・板金業・大工業・造園業・内装工事業・鉄骨業、電気工事業・冷暖房空調業給排水工事業等

8. おもてなし部会

料亭・割烹・寿司・喫茶・麺類・レストラン等飲食業、旅館・ホテル・旅行斡旋業旅客運送業・不動産業・情報サービス業等

実際の用紙は3部複写のため、この用紙は使用できませんのでご了承ください。
(ご連絡をいただければ用紙をお届けまたは送付いたします。)

酒田商工会議所会員加入申込書 (兼 会費・負担金口座振替依頼書)

酒田商工会議所 御中

年 月 日

商工会議所の趣旨に賛同し、入会を申し込みいたします。

※事業所コード

事業所名	(フリガナ)		
代表者名・役職	(フリガナ)		
住 所	〒		
TEL・FAX	TEL	FAX	
U R L	※当所ホームページとのリンク (する ・ しない)		
E-mail			
業 種			
創業年月	法人設立年月		
従業員数	人	決算月	月
会報掲載	掲載する ・ 掲載しない	※当所会報「商工さかた」新会員事業所紹介として掲載します	
希望部会	1. 身の回り品商業部会 2. 食料品商業部会 3. 生活文化商業部会 4. 工業部会 5. 港湾交通部会 6. 経営サポート部会 7. 建設業部会 8. おもてなし部会		
※会員はいずれか1つの部会に所属していただきます(裏面参照)			

代表者印
(3枚ともすべて押印してください)

代表印押印欄
(3枚とも)

私(当社)は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意志がないことを確約いたします。

見本

※ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会報や会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。
※加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、会員資格が無催告で解除されることがあります。この場合、納付した会費は返金しません。

年会費	金額	円	・会費は規約にもとづき、原則として会費基準表により定められます(裏面参照) ・平成27年度より酒田産業会館改築に伴う資金として、年会費1口あたり500円を負担していただきます。 ・特定商工業者とは会員とは別であり、商工会議所法で定められた一定規模以上の商工業者は自動的に該当し負担金が賦課されます		
	口数	口			
[会費は税法上、必要経費として損金算入できません]					
口座振替	取扱店	銀行 信用金庫		店	金融機関届出印 (3枚ともすべて押印してください)
	指定口座	金融機関コード	支店コード	種 目	口 座 番 号
	口座名義人				
	納付先	酒田商工会議所	振 替 日	会 費	4月23日 特定商工業者 10月23日 負 担 金

- 確 約 事 項
1. 預金の支払手続については、当座勘定約定または預金規定にかかわらず小切手の振り出し、または預金通帳および預金払戻請求書などの提出はいたしません。
 2. 私(当社)が支払うべき料金等について貴行に請求があったときは、私(当社)に通知することなく請求金額を預金口座から引き落としのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日に引き落としとしてさしつかえありません。
 3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないとき、または当座貸越を利用できる範囲の金額をこえるときは、私(当社)に通知することなく、請求書を返却されてもさしつかえありません。
 4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。
 5. この取扱いについて、かりに紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

不備返却理由
1. 印鑑相違 2. 口座番号相違 3. 氏名相違 4. 種目相違 5. 該当口座なし 6. その他理由

金融機関確認欄
上記指定口座の記載内容を確認しました 年 月 日 取扱金融機関名 印

商工会議所担当者名

①商工会議所控